



# 鳥取県公報

平成 20 年 6 月 20 日 (金)  
第 8 0 0 1 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	年金たる補償及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正 (460) (福利厚生室) . . . . . 2
	介護補償として支給する金額の一部改正 (461) (〃) . . . . . 2
	鳥取県立童謡館の利用料金の一部改正 (462) (文化政策課) . . . . . 4
	河川整備計画の決定 (2 件) (463・464) (河川課) . . . . . 5
	指定居宅サービス事業者の指定 (465) (東部総合事務所福祉保健局) . . . . . 5
	指定介護予防サービス事業者の指定 (466) (〃) . . . . . 5
	指定居宅サービス事業者の指定 (467) (中部総合事務所福祉保健局) . . . . . 6
	指定介護予防サービス事業者の指定 (468) (〃) . . . . . 6
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (30) . . . . . 6
◇ 公 告	土地収用法による収用の裁決手続の開始 (県土総務課) . . . . . 7
	土地収用法による審理の開始 (3 件) (〃) . . . . . 7

# 告 示

## 鳥取県告示第 460 号

平成 5 年鳥取県告示第 400 号（年金たる補償及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額について）の一部を次のように改正する。

平成 20 年 6 月 20 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
年齢階層	補償基礎額の 最低限度額	補償基礎額の 最高限度額	年齢階層	補償基礎額の 最低限度額	補償基礎額の 最高限度額
20歳未満	4,414円	13,511円	20歳未満	4,231円	13,246円
20歳以上25歳未満	4,967円	13,511円	20歳以上25歳未満	5,118円	13,246円
25歳以上30歳未満	5,827円	13,721円	25歳以上30歳未満	6,028円	13,246円
30歳以上35歳未満	6,500円	16,392円	30歳以上35歳未満	6,735円	16,177円
35歳以上40歳未満	7,006円	20,072円	35歳以上40歳未満	7,267円	19,158円
40歳以上45歳未満	7,273円	22,646円	40歳以上45歳未満	7,322円	21,289円
45歳以上50歳未満	7,035円	24,157円	45歳以上50歳未満	7,184円	22,484円
50歳以上55歳未満	6,569円	24,380円	50歳以上55歳未満	6,801円	23,787円
55歳以上60歳未満	5,912円	23,892円	55歳以上60歳未満	6,233円	23,376円
60歳以上65歳未満	4,550円	21,110円	60歳以上65歳未満	4,379円	20,698円
65歳以上70歳未満	4,090円	14,353円	65歳以上70歳未満	4,120円	15,241円
70歳以上	4,090円	13,511円	70歳以上	4,120円	13,246円

### 附 則

- 1 この告示は、平成 20 年 6 月 20 日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成 20 年 6 月 20 日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

## 鳥取県告示第 461 号

平成 8 年鳥取県告示第 423 号（介護補償として支給する金額について）の一部を次のように改正する。

平成 20 年 6 月 20 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	1 一の月に介護を要する費用を支出して介護を受けた日があるとき (2の項に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額 (その額が <u>104,960 円</u> を越えるときは、 <u>104,960 円</u> )	常時介護を要する状態	1 一の月に介護を要する費用を支出して介護を受けた日があるとき (次号に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額 (その額が <u>105,080 円</u> を越えるときは、 <u>105,080 円</u> )
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合には、当該介護に要する費用として支出された額が <u>56,930 円</u> 以下であるときに限る。)	月 額 <u>56,930 円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)		2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日がある場合には、当該介護に要する費用として支出された額が <u>57,050 円</u> 以下であるときに限る。)	月 額 <u>57,050 円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)
随時介護を要する状態	1 一の月に介護を要する費用を支出して介護を受けた日があるとき (2の項に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額 (その額が <u>52,480 円</u> を越えるときは、 <u>52,480 円</u> )	随時介護を要する状態	1 一の月に介護を要する費用を支出して介護を受けた日があるとき (次号に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額 (その額が <u>52,540 円</u> を越えるときは、 <u>52,540 円</u> )
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき	月 額 <u>28,470 円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介		2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき	月 額 <u>28,530 円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介

き（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>28,470 円</u> 以下であるときに限る。）	き（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>28,530 円</u> 以下であるときに限る。）
--	--

附 則

- 1 この告示は、平成 20 年 6 月 20 日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成 20 年 6 月 20 日以後の期間に係る介護補償として支給する金額について適用し、同日前の期間に係る介護補償として支給する金額については、なお従前の例による。

**鳥取県告示第 462 号**

平成 18 年鳥取県告示第 241 号（鳥取県立童謡館の利用料金について）により告示した利用料金に追加することについて、鳥取県立童謡館の設置及び管理に関する条例（平成 7 年鳥取県条例第 2 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき平成 20 年 6 月 11 日承認したので、当該告示を次のように改正し、同条第 3 項の規定により告示する。

平成 20 年 6 月 20 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を同表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																												
1 利用料金 (1)及び(2) 略 (3) 設備使用料 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区 分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">金 額</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">設 備 名</th> <th style="text-align: center;">設置数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td style="text-align: center;">CD/MDプレーヤー</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1 台 1 時間につき 250円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		金 額	設 備 名	設置数量	略			CD/MDプレーヤー	1	1 台 1 時間につき 250円	略			1 利用料金 (1)及び(2) 略 (3) 設備使用料 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区 分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">金 額</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">設 備 名</th> <th style="text-align: center;">設置数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td style="text-align: center;">CD・MDデッキ</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1 台 1 時間につき 250円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		金 額	設 備 名	設置数量	略			CD・MDデッキ	1	1 台 1 時間につき 250円	略		
区 分		金 額																											
設 備 名	設置数量																												
略																													
CD/MDプレーヤー	1	1 台 1 時間につき 250円																											
略																													
区 分		金 額																											
設 備 名	設置数量																												
略																													
CD・MDデッキ	1	1 台 1 時間につき 250円																											
略																													
2 略	2 略																												

## 附 則

この告示は、平成 20 年 6 月 20 日から施行する。

**鳥取県告示第 463 号**

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 16 条の 2 第 1 項の規定に基づき、塩見川水系河川整備計画を次のとおり定めたので、同条第 6 項の規定により告示する。

平成 20 年 6 月 20 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

「次のとおり」は省略し、その計画書を鳥取県県土整備部河川課及び鳥取県東部総合事務所並びに鳥取市都市整備部都市建設課及び鳥取市福部町総合支所に備え置いて一般の縦覧に供する。

**鳥取県告示第 464 号**

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 16 条の 2 第 1 項の規定に基づき、千代川水系湖山川（上流ブロック）河川整備計画を次のとおり定めたので、同条第 6 項の規定により告示する。

平成 20 年 6 月 20 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

「次のとおり」は省略し、その計画書を鳥取県県土整備部河川課及び鳥取県東部総合事務所並びに鳥取市都市整備部都市建設課に備え置いて一般の縦覧に供する。

**鳥取県告示第 465 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 6 月 20 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
株式会社ハマサキ 代表取締役 濱崎 晋一	鳥取市川端 四丁目 202	株式会社ハマサキ 福祉・保険グループ	鳥取市川端四丁目 202	福祉用具貸 与、特定福祉 用具販売	平成 20 年 6 月 20 日

**鳥取県告示第 466 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 6 月 20 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
株式会社ハマサキ 代表取締役 濱崎 晋一	鳥取市川端 四丁目 202	株式会社ハマサ キ福祉・保険グ ループ	鳥取市川端四丁 目 202	介護予防福祉用具 貸与、特定介護予防 福祉用具販売	平成 20 年 6 月 20 日

**鳥取県告示第 467 号**

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 41 条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 6 月 20 日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 和 理事長 吉田忠男	倉吉市福庭 町 一 丁 目 365-2	デイサービスセン ターこころ	倉吉市堺町二丁目 239-87	通所介護	平成 20 年 6 月 16 日

**鳥取県告示第 468 号**

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 53 条第 1 項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 6 月 20 日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 和 理事長 吉田忠男	倉吉市福庭 町 一 丁 目 365-2	デイサービスセ ンターこころ	倉吉市堺町二丁 目 239-87	介護予防通所介護	平成 20 年 6 月 16 日

**選挙管理委員会告示****鳥取県選挙管理委員会告示第 30 号**

平成 20 年第 6 回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成 20 年 6 月 20 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

- 1 日時 平成 20 年 6 月 23 日（月） 午後 1 時 40 分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
  - (1) 鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙について
  - (2) その他

公 告

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 45 条の 2 の規定により収用又は使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成 20 年 6 月 20 日

鳥取県収用委員会会長 寺 垣 琢 生

- 1 起業者の名称  
米子市
- 2 事業の種類  
市道内浜中央線道路改良事業（鳥取県米子市彦名町から富益町まで）
- 3 収用又は使用の裁決手続の開始を決定した年月日  
平成 20 年 6 月 10 日
- 4 収用又は使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積並びに土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人

土 地						土地所有者		土地に関して 権利を有する 関係人			
所在	地番	地 目		全筆の地積 (㎡)		収用の裁 決手続の 開始を決 定した土 地の地積 (㎡)	使用の裁 決手続の 開始を決 定した土 地の地積 (㎡)	氏名	住所等	氏名	住所等
		土地の 登記記 録上の もの	現況	土地の 登記記 録上の もの	実測						
米子市彦名 町字富益境	6325	畑	雑種地	307	310.41	93.07	7.70	別記 のと おり	別記の とおり	なし	なし
	6326	畑	雑種地	357	354.11	111.29	9.20				

別記

平田 堅 米子市富益町 4124

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成 20 年 6 月 20 日

鳥取県収用委員会会長職務代理者 松 本 啓 介

## 1 期日

平成 20 年 7 月 8 日（火）午後 1 時 30 分

## 2 場所

鳥取市東町一丁目 271

鳥取県庁第 2 庁舎 4 階 第 34 会議室

## 3 件名

高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線新設工事（鳥取県鳥取市河原町布袋字堂光寺地内から同市本高字白木東分地内まで）並びにこれに伴う市道及び農業用道路付替工事並びに一般国道 29 号改築工事鳥取道路（鳥取県鳥取市本高字白木東分地内から同市本高字西石田ノ二地内まで）及びこれに伴う農業用道路付替工事（鳥取市倭文地内）

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成 20 年 6 月 20 日

鳥取県収用委員会会長 寺 垣 琢 生

## 1 期日

平成 20 年 7 月 8 日（火）午後 3 時 30 分

## 2 場所

鳥取市東町一丁目 271

鳥取県庁第 2 庁舎 4 階 第 34 会議室

## 3 件名

高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線新設工事（鳥取県鳥取市河原町布袋字堂光寺地内から同市本高字白木東分地内まで）並びにこれに伴う市道及び農業用道路付替工事並びに一般国道 29 号改築工事鳥取道路（鳥取県鳥取市本高字白木東分地内から同市本高字西石田ノ二地内まで）及びこれに伴う農業用道路付替工事（鳥取市北村・服部地内）

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成 20 年 6 月 20 日

鳥取県収用委員会会長 寺 垣 琢 生

## 1 期日

平成 20 年 7 月 23 日（水）午後 1 時 30 分

## 2 場所

米子市鞆町一丁目 160

鳥取県西部総合事務所新館 2 階 第 13 会議室

## 3 件名

市道内浜中央線道路改良事業（鳥取県米子市彦名町から富益町まで）